

まねき TV (ソニー・ロケーションフリーテレビ) 事件その後

— 公衆送信権侵害の行為主体について —

会員 大滝 均



目次

1. はじめに
2. 事件の概要
3. 被保全権利
4. 装置構成
5. 行為主体
6. いわゆる「1対1」接続について
7. 「公衆送信」について
8. まとめ (今後への影響)

.....
 — 東京地裁平成 18 年 (ヨ) 第 22046 号著作隣接権等侵害差止請求仮処分命令申立事件決定 (平成 19 年 3 月 30 日) (以下、「ロクラク II 事件」という) —

— 東京地裁平成 18 年 (ワ) 第 10166 号著作権侵害差止請求権不存在確認請求事件判決 (平成 19 年 5 月 25 日) (以下、「MYUTA 事件」という) —

1. はじめに

インターネットを通じて利用する遠隔地テレビ視聴サービスについて、逆転する二つの仮処分決定 (「録画ネット事件 (平成 17 年 11 月 15 日東京地裁平成 17 年 (ラ) 第 10007 号著作隣接権侵害差止仮処分決定に対する保全抗告事件決定)」、「まねき TV 事件 (平成 18 年 12 月 22 日東京地裁平成 18 年 (ラ) 第 10009 号著作隣接権仮処分命令申立却下決定に対する抗告事件決定)」) からさほどの日にちも経っていないのに、東京地裁からつづけて判決が出された。一つは、「ロクラク II 事件」であり、二つ目は、「MYUTA 事件」である。「MYUTA 事件」は、インターネットを利用する楽曲のダウンロードサービスであり、遠隔地テレビ視聴サービスではないけれども、公衆送信権侵害について、一つの判断を示していることから、前回の「インターネットを利用する遠隔地テレビ等の視聴サービス」との関係で、特に、公衆送信権侵害の行為主体について検討してみたい。

2. 事件の概要

(1) ロクラク II 事件

本件は、「ロクラク II ビデオデッキレンタル」との名称で行っているハードディスクレコーダー (「ロクラク II」) 2 台のうち 1 台を日本国内に設置して、受信するテレビジョン放送の放送波をその 1 台に入力して、日本国内で放送される放送番組の複製するとともに、利用者に貸与又は譲渡された対応するもう 1 台に同番組の視聴を可能とするサービス事業を行う債務者の行為は、債権者が有する著作物及び放送に係る音又は映像を複製する行為に当たるから、その著作物についての複製権 (著作権法 21 条) を侵害し、また、その放送に係る音又は映像についての著作隣接権 (同法 98 条) を侵害するとして、著作物を複製の対象とすることの差止め、放送に係る音又は映像を録音又は録画の対象とすることの差止めを求めている事案である。

(2) MYUTA 事件

本件は、原告が被告に対し、原告が行おうとするパソコンと携帯電話のインターネット接続環境を有するユーザを対象とする「MYUTA」の名称による CD 等の楽曲を自己の携帯電話で聴くことのできる携帯電話向けストレージサービスの提供について、管理著作物の著作権に基づく差止請求権が存在しないことの確認を求める事案である。これに対し、被告は、同サービスについて原告が管理著作物の複製権及び公衆送信権 (送信可能化権及び自動公衆送信権) を侵害するとして、上記各権利に基づき、差止請求権がある旨を主張し、原告は、同サービスにおいて管理著作物が複製されることは認めた上で、その行為主体はユーザであり、また公衆送信に当たらないなどと主張する事案である。

(3) なお、MYUTA 事件は、著作権侵害差止請求権不存在確認請求事件である。すなわち、原告が、被告の有する著作権あるいは著作隣接権に基づく差止請求権 (著 112 条) が被告に対して有しないこと (不存

在) の確認を求めることを請求内容とするものである。

(4) 上述したように、ロクラクⅡ事件では、著作物の複製権(著作権法 21 条)侵害と共に、著作隣接権としての複製権(同 98 条)侵害が争点となったものであるのに対し、MYUTA 事件では、著作物の複製権(著作権法 21 条)侵害及び公衆送信権侵害(送信可能化権及び自動公衆送信権)が争点となったものである。放送番組や楽曲の複製については両事案とも事実としての複製行為は行われており(「ロクラクⅡ事件では放送番組自体及びその中身の著作物の複製」が、「MYUTA 事件では楽曲の複製」が行われ、これらの当事者は複製の事実については争っていない)、ただ、行為主体が誰かという点で争いがあるので、以下、本稿では、複製主体、公衆送信における「公衆」、同送信主体について検討を試みることにする。

3. 被保全権利

(1) ロクラクⅡ事件では、債権者は、明確に、その著作物についての複製権(著作権法 21 条)を侵害し、また、その放送に係る音又は影像についての著作隣接権(同法 98 条)を侵害するとして、著作物を複製の対象とすることの差止め、放送に係る音又は影像を録音又は録画の対象とすることの差止めを求めている。

(2) MYUTA 事件では、被告の主張は、被告が管理する著作物についての複製権及び公衆送信権(送信可能化権及び自動公衆送信権)を侵害し、これらの権利に基づく差止請求権がある旨を主張し、原告の主張は、管理著作物の複製される事実は認めつつも、その複製権及び公衆送信権(送信可能化権及び自動公衆送信権)を侵害の行為主体は、利用ユーザであり、複製権侵害にあらず、また、公衆送信権(送信可能化権及び自動公衆送信権)侵害にも該当しないとす。

(3) なお、MYUTA 事件においては、原告は、被告の有する対象著作物について、被告が複製権・公衆送信権(送信可能化権および自動公衆送信権)についての差止請求権を有しないことの確認を求めている。

確認の訴えとは、その訴訟上の請求が、特定の権利又は法律関係の現在における存在又は不存在の主張であり、判決主文でその存否の判断自体を行うことを求めるものをいう(裁判所書記官研修所監修「民事訴訟法概説 7 訂版(司法協会)」21 頁)。

確認の訴えに対する判決が言い渡された後は、その後同一の権利関係について訴訟が起こされたとき、裁

判所は前の判決と矛盾する判断をしてはならないから、判決に示された権利関係の存在又は不存在を前提として、当事者間が規律され、紛争が解決することになる。(同裁判所書記官研修所監修「民事訴訟法概説 7 訂版(司法協会)」21-23 頁参照)

ともあれ、本件 MYUTA 事件では、原告は、被告の有する対象著作物について、被告が複製権・公衆送信権(送信可能化権および自動公衆送信権)に基づく差止請求権の不存在の確認を求めている。

4. 装置構成

(1) ロクラクⅡ事件は、インターネット接続を介して離れた場所にロクラクⅡ機 2 台を設置し、一台を親機とし、他の一台を子機として、親機において、「アナログの放送番組等をデジタルデータとして圧縮録画し」、「親子機能を利用することで…別の場所のテレビ番組を受信録画し、その番組データを子機に移動して再生することができる」というものである。複製の事実自体は争えなかったようである。この点、本件複製行為が行われ、それを離れた場所で再生するという事象を機能の面から推察すると、ロクラクⅡ事件は、先の録画ネット事件の装置構成とほとんど同じとあって良い。録画ネット事件では、ロクラクⅡの親機の代わりに通常のテレビチューナー内蔵のパソコンを使用し、再生は通常のパソコンを使用して再生しているのに対し、本件ロクラクⅡ事件では、ロクラクⅡ(親機)を使用して受信録画し、そのデータを他の場所に設置されたロクラクⅡ(子機)に送り、ロクラクⅡ(子機)では、このロクラクⅡ(子機)に接続したテレビで再生するものようである。2 台の装置を離れて設置し、再生場所に設置した装置にテレビを接続するという点では、先のまねき TV で使用されるベースステーション装置等と同じ装置構成でもある。

(2) これに対して、MYUTA 事件の装置構成および提供されるサービスは、同判決添付の別紙 1 (図 1) によれば、次のものようである。

MYUTA 事件は、上記の装置構成において、上記に示されたサービスの提供を行っており、特に、説明図④に示される複製行為自体については原被告間には争いがない。しかし、複製行為の主体については、なお、争っている。

また、公衆送信権(送信可能化権及び自動公衆送信権)について、裁判所は、「ユーザの携帯電話からの求めに応じて、自動的に音源データの 3G2 ファイルを送信する機能を有する」と認定するものの、しかし、

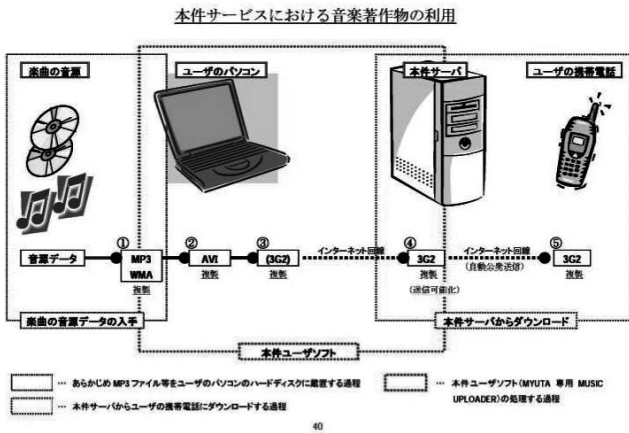


図1 判決添付の別紙1

原告は、「当該ユーザしかアクセスできず、1対1の対応関係であって、しかも常に同一人に帰するから、ユーザが専ら自分自身に向けて行っている自己宛の純粹に私的な情報伝達であり、公衆送信権侵害に当たらない」旨主張し、被告は、上記装置構成では、「インターネット接続環境を有するパソコンと携帯電話を有するユーザが所定の会員登録を済ませれば、誰でも利用することができるものであり、まさに、ユーザは「公衆」に該当し、公衆たるユーザからの求めに応じ…、自動的にファイルダウンロードが行われるものであり、自動公衆送信（同法2条1項9号の4）に該当する」と主張する。

5. 行為主体

(1) ロクラクⅡ事件は、このような装置構成を認定した上で、複製行為自体については両当事者は争わず、債務者は、複製行為は、利用者個人がその私的使用目的で貸借したロクラクⅡを利用する行為であり、その行為に債務者が関与するものではなく、貸借機器を利用した放送番組の複製する行為の主体は、利用者本人であると主張している。

しかしながら、複製主体の争点については、同決定は、カラオケ装置を設置したスナック等の経営者に、客の歌唱についての管理及びそれによる営業上の利益という観点から演奏主体として演奏権侵害を認めた最高裁判例（最高裁昭和59年（オ）第1204号同63年3月15日第三小法廷判決）（いわゆる、「カラオケ法理」）を踏まえ、行為（提供されるサービス）の性質、管理支配性、利益の帰属等を総合考慮して判断されるべきとして、「債務者が、本件サービスにおいて、大多数の利用者の利用に係る親機ロクラクを管理している場合は、別紙サービス目録記載の内容のサービス、すなわち、本件対象サービスを提供しているものとい

うことができ、この場合、債務者が、本件著作物及び本件放送に係る音又は映像の複製行為を管理し、それによる利益を得ていると認められる。」と認定し、その上で、「債務者は、本件対象サービスにおいて、本件著作物及び本件放送に係る音又は映像の複製行為を行っており」、「債権者の本件著作物についての複製権（著作権法21条）及び債権者の本件放送に係る音又は映像についての著作隣接権（同法98条）を侵害する」と認定したものである。

なお、私的使用目的に関しては、ロクラクⅡ事件では、「債務者自身が行う本件著作物及び本件放送に係る音又は映像の複製行為と、本件サービスの利用者による放送番組の録画が、私的使用目的で行われるか否かとは、直接関連するものではない」として、債務者の主張は認められなかった。

(2) これに対し、MYUTA事件では、上記装置構成において、対象著作物の複製が行われていることは当事者間で争いがなく（争点(1)（複製権その1））、事実としての複製行為が行われていることは認めながらも、その複製行為の主体に関して、特に、上記説明図④に関する本件サーバにおける複製行為は、「複製に係る蔵置のための操作の端緒となる関与はユーザが行うものであるかもしれないが、…複製の過程はすべて原告が所有し管理する本件サーバにおいて、原告が管理するシステム上で、かつ、…原告の全面的な関与の下になされるものである」として、「複製行為それ自体、原告の行為としてとらえるのが相当」と認定した。

(3) そして、本件MYUTA事件においては、原告は、被告の有する対象著作物について、被告が公衆送信権（送信可能化権および自動公衆送信権）についての差止請求権を有しないことの確認を求めている。

ここに、公衆送信権とは、「著作者は、その著作物について、公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。）を行う権利を専有することを内容とする権利（著23条1項）」であり、公衆送信とは、「公衆によつて直接受信されることを目的として無線通信又は有線電気通信の送信（電気通信設備で、その一部の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（その構内が二以上の者の占有に属している場合には、同一の者の占有に属する区域内）にあるものによる送信（プログラムの著作物の送信を除く。）を除く。）を行うこと（著2条1項7号の2）」をいう。

ちなみに、送信可能化権とは、何をいうのか、少なくとも著作権法には、「著作者は、著作物について送

信可能化する権利を専有する。」という文言は見いだせない。自動公衆送信権についても、同様、著作権法には、「著作者は、著作物について、自動公衆送信をする権利を専有する。」という文言も見いだせない。

かろうじて読み込むとすれば、「自動公衆送信」とか、「送信可能化」という行為についての定義規定が存在し(著2条1項9号の4, 同9号の5), これらの定義と, 上述の公衆送信権の規定を合わせ読んで, 自動公衆送信とは, 「公衆送信のうち, 公衆からの求めに応じ自動的に行うもの(放送又は有線放送に該当するものを除く。)(著2条1項9号の4)」をいい, 送信可能化とは, 著作権法第2条第1項第9号の5に規定されるイ, ロのいずれかに掲記の行為により自動公衆送信し得るようにすることをいうのであろう(著2条1項9号の5イロ)。このような定義規定と公衆送信権(著23条1項)を合わせ読んで, 送信可能化権とは, 「著作者は, その著作物について, 著作権法第2条第1項第9号の5に規定されるイ, ロのいずれかに掲記の行為により自動公衆送信し得るようにする権利を専有すること」とでも合わせ読み込まれ, その結果, 自動公衆送信権とは, 「著作者は, その著作物について, 著作権法第2条第1項第9号の5に規定されるイ, ロのいずれかに掲記の行為により, 公衆からの求めに応じ自動的に行うようにする(放送又は有線放送に該当するものを除く。)権利を専有する。」とでもいうことになるのであろうか。しかしながら, 作文能力の問題もあって, 何となくしっくりとはこない。

(4) そして, MYUTA 事件原告は, ここでも対象著作物の複製が行われたとしても, その複製主体は, 利用ユーザーであり, それは, 自動公衆送信についても同様に, 送信可能化行為や自動公衆送信行為自体が存在したことはともかく, それらの各行為の主体は利用ユーザーが行っているのであるから, 結局, いずれにしても, 対象著作物の複製権侵害, 自動公衆送信権侵害に該当しない旨を主張している。

(5) ロック II 事件決定は, 自動公衆送信権侵害についても, これまでのカラオケ法理を踏襲して, 債務者が, 大多数の利用ユーザーの利用に係わる親機ロックを管理している場合には, 対象著作物の及び対象放送に係わる音又は映像の複製行為を管理し, それによる利益を得ているとして, 対象著作物について複製権(著21条)侵害のみならず, 債権者の放送に係る音又は映像についての著作隣接権(著98条)侵害を認めた。

しかしながら, その認定の表現は, 一見, カラオケ

法理に基づいて, 債務者が, 大多数の利用ユーザーの利用に係わる親機ロックを管理・支配, 及び利益享受を理由として著作隣接権侵害を認定しているようにも読めるが, それが, 単に複製権の延長上に認定しただけなのか, それとも, 明確に著作隣接権侵害にも, カラオケ法理を適用して, 機器の管理・支配, 利益享受があった場合に, 著作隣接権侵害が成立するのか, 結論としては, 一気に著作隣接権侵害まで認定するような書きぶりではあるが, 若干疑問とするような感を免れない。

(6) この点, 上記 MYUTA 事件においても, 複製行為の行為主体の争点に対して, 「サーバによる 3G2 ファイルの送信行為の主体は, 原告であってユーザーではない」と認定して, それを複製権侵害の理由とし, そして, それが, そのまま送信可能化権侵害となりうると認定する。

しかも, 上記まねき TV 事件では, 「1対1」接続が確保されているので, 公衆送信権侵害に当たらないとするのに対し, MYUTA 事件では, 「所定の会員登録を済ませれば, 誰でも利用することができ, 原告が, 会員登録をするユーザーを予め選別したり, 選択したりすることはない」ということから, 本件利用ユーザーは, その意味において, 本件サーバを設置する原告にとって不特定の者というべきであるとして, 公衆送信権侵害(判決の表現によれば, 「自動公衆送信権侵害」)に当たると認定した。

この違いは, どこに起因するのであろうか。ネットワーク接続での装置構成を見る限り, 特定のファイル(まねき TV 事件では「映像ファイル及び音楽ファイル」, MYUTA 事件では「楽曲ファイル」)については, 他者に送信できないように構成されているようにも見え, 「1対1」接続に対する装置構成については, 余り差がないようにも見える。以下, この点を検討してみたい。

6. いわゆる「1対1」接続について

(1) この点については, 以前, 拙稿で「インターネットを利用する遠隔地テレビ視聴サービスを巡る二つの事件(パテント 2007 Vol.60 No.3)」で若干の検討をした。

拙稿で検討した二つの事件では, 対象著作物の複製行為が行われていたかどうかにより判断が分かれた。上記録画ネット事件では, 複製が行われており, まさに, 受信装置の使用に対する管理支配の存在及び利益享受の存在により, カラオケ法理に基づき複製権侵害

を認定した。

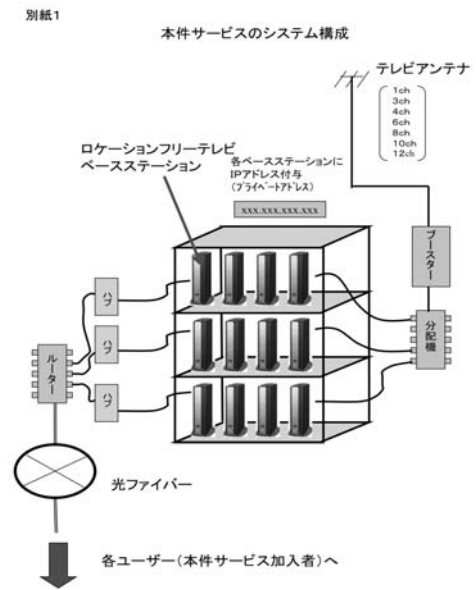
まねき TV 事件では、上述したように、複製行為が行われていなかったため、複製権侵害について認定することなく、また、公衆送信権侵害については、まねき TV 事件決定は、まず、対象装置であるベースステーション等が「自動公衆送信装置」か否かについて検討し、上述した装置構成が、全体として一つの自動公衆送信装置として評価されるべきものであるかどうか、また、それが「公衆」に向けて「送信」されているかどうかの点を検討した。そこで、本稿においても、まねき TV 事件で使用される装置と、MYUTA 事件で使用される装置とにおいて、それぞれの装置の構成を検討しつつ、それらの装置が、全体として一つの「自動公衆送信装置」か否か、そして、そこからの送信が「公衆」に向けて「送信」されているのかどうか検討してみたい。以下、これらの装置において、「1 対 1」接続とは、どのような状態をいうのかを検討する。

図 2 は、上記まねき TV 事件で使用された装置構成として、まねき TV 事件決定に添付されたものである。そして、図 3 は、同 MYUTA 事件判決に添付された同事件で使用されるサービス概要を示す図から「サーバーからユーザの携帯電話にダウンロードする過程」を抜粋したものである。

まねき TV 事件では、「自動公衆送信装置」かどうかの点に関して、上記図 2 の装置構成を前提として、「ベースステーションによって行われている送信は、個別の利用者の求めに応じて、当該利用者の所有するベースステーションから利用者があらかじめ指定したアドレス（通常は利用者自身）宛てにされているものであり、送信の実質がこのようなものである以上、本件サービスに関係する機器を一体としてみたとしても、送信の実質は同一利用者間で行われるに過ぎず、公衆への送信は行われていないから、「自動公衆送信装置」該当性の判断を左右するものではない。」と認定した。ついで、「送信可能化行為」に関して、「ベースステーションは、あらかじめ設定された単一のアドレス宛てに送信する機能しかなく、1 台のベースステーションについてみれば、「1 対 1」の送受信が行われるもので、「1 対多」の送受信を行う機能を有せず、したがって、「各ベースステーションからの送信の宛先は、これを所有する利用者が別途設置している専用モニター又はパソコンに設定されており、債務者（被抗告人）がこの設定を任意に変更することはない」という理由で「ベースステーションの機能、利用形態及び送信の契機等の上記の各事情を総合考慮すれば、ベ

ーステーションないしこれを含む一連の機器が「自動公衆送信装置」に該当するというはできず、ベースステーションから行われる送信も「公衆送信」に該当するものではなく、「著作権法 99 条の 2 所定の送信可能化行為に該当するものではない。」との結論に至った。

(2) これらの点について、MYUTA 事件では、上述のように、単に、「所定の会員登録を済ませれば、誰でも利用することができ、原告が、会員登録をするユーザを予め選別したり、選択したりすることはない」ということから、「本件利用ユーザは、その意味において、本件サーバを設置する原告にとって不特定の者というべきである」として、公衆送信権侵害（判決の表現によれば、「自動公衆送信権侵害」）に当たると認定した。しかしながら、MYUTA 事件で使用される



48
図 2 まねき TV 事件装置構成

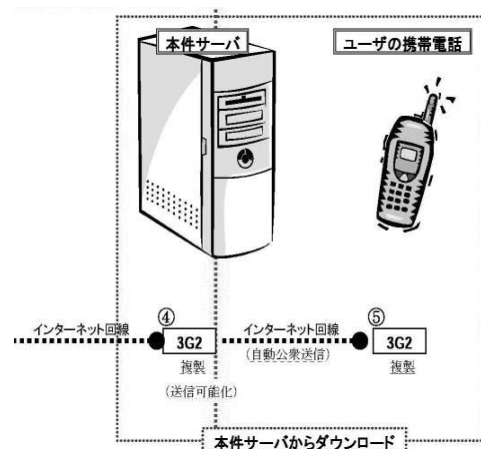


図 3 MYUTA 事件装置構成

装置構成, 特に, ネットワーク接続環境であるサーバからファイル送信を受けるユーザの携帯電話との関係では, 証拠によって認定された事実によれば, 次のようなアクセス管理がされている。すなわち, 「サーバはネットワークから分離され, ユーザがパソコンからアクセスするには, ユーザアカウントを発行し, さらに, パソコンに対応したユーザーパスワードを発行する。その上で, ユーザのパソコンとユーザの携帯電話とを特定するためのアクセスキー (ユーザのパソコンを一意 (同じものが外にないこと) に判別し, さらに, ユーザの携帯電話をも一意 (同じものが外にないこと) を判別する ID) を発行する。加えて, 携帯電話番号をサブスライバー ID として使用し, 登録されたユーザの携帯電話しかアクセスできないようにされており, さらに, 事前に登録された携帯電話番号でアクセスした場合に, 上記パスワードでチェックし, 上記アクセスキーと, 上記パスワード, 上記サブスライバー ID でさらに重ねてチェックされる」事実が認定されている (同判決第 4 の 1 (2) 参照)。

このように二重・三重ともいえるアクセス規制がされている MYUTA 事件に使用される装置においては, サーバ装置と各携帯電話との間の接続関係と, 上記まねき TV 事件で使用される「ベースステーション」と「専用モニタ」あるいは「専用ソフトインストールパソコン」, 「PSP (プレイステーションポータブル)」との接続関係とではほとんど差がないように見える。にもかかわらず, MYUTA 事件では, 上述するように, 単に, 「所定の会員登録を済ませれば, 誰でも利用することができ, 原告が, 会員登録をするユーザを予め選別したり, 選択したりすることはない」という理由で, 「送信を行う原告にとってユーザが公衆に当たる」として, 上記二重・三重のアクセスチェックについては全く考慮されなかった。しかも, MYUTA 事件では, 「ユーザのパソコン, 本件サーバのストレージ領域, ユーザの携帯電話が紐付けされ, 他の機器からの接続が許可されない」ようにしていたにもかかわらず, それは単に「原告が作成した本件サービスのシステム設計の結果であって, 送信の主体が原告であり, 受信するのが不特定の者であることによりはならない」として, 公衆送信権侵害を認定した。

7. 「公衆送信」について

この点をもう少し分析すると, 著作権法上「公衆送信」とは, 「公衆によつて直接受信されることを目的として無線通信又は有線電気通信の送信 (電気通信設

備で, その一部の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内 (その構内が二以上の者の占有に属している場合には, 同一の者の占有に属する区域内) にあるものによる送信 (プログラムの著作物の送信を除く。) を行うことをいい (著作権法第 2 条 1 項 7 号の 2)」、ここに, 「公衆」とは, 判決にも記されているように, 「この法律にいう「公衆」には, 特定かつ多数の者を含むものとする (著作権法第 2 条第 5 項)」とされている。

これを踏まえて, 直接受信される状態を MYUTA 事件に使用される装置構成や各携帯電話との接続関係について検討すると, 上記 MYUTA 事件では, 確かに, 個々のファイル送受信に関していえば, ネットワーク上は, 「1 対 1」の接続が確保されているとあって良い。しかしながら, 上記右図の装置構成から明らかのように, 本件 MYUTA 事件で使用される装置 (サーバ) は, 一台のコンピュータで表示され (本判決では, 物理的に, この一台の装置 (サーバ) からなるものであるか, 複数の装置 (サーバ) からなるものであるかを問題としているようである), まさに, 物理的に一台しか存在しない装置 (コンピュータ: サーバ) から複数のユーザの携帯電話への接続という点を捉えて「公衆」への「送信」装置と認定したものである。

確かに, 物理的に見れば, MYUTA 事件で使用される装置 (サーバ) の記憶領域には, 一の利用ユーザが自己の楽曲を保存する当該ユーザ専用の記憶領域 (仮に, 「a 1」とすると) の外に, 他の利用ユーザが同様にその利用ユーザの楽曲を保存する専用の記憶領域 (同「a 2」) をも有するものである。しかしながら, ネットワーク環境から見れば, これらの個々のユーザ専用の記憶領域とユーザの携帯電話の接続との関係では, 特に, その領域に記憶された特定のファイルが予め定められた特定の利用ユーザの携帯電話にしか送信されないという意味では, 装置 (サーバ) と携帯電話とは, 論理的には, まさに, 「1 対 1」の関係の送信形態である。

しかしながら, 本件判決は, 物理的に一台しか存在しない同装置 (「サーバ」) は, 上述のように, 複数の利用ユーザ専用の記憶領域 a 1, a 2, …が存在し, 利用ユーザは, 確かに, 個々の専用の記憶領域 (a 1, a 2, …) に接続しているので, 結局, 特定の利用者の携帯電話のみならず, 他の利用者の携帯電話からもアクセスが可能であるという理由で, 本件装置 (サーバ) は, 「1 対多」の接続, すなわち, 「公衆」送信であると認定した。

すなわち、上記まねき TV 事件では、一つの自動公衆送信装置として評価されるように見えるが、実際は、上記左図から明らかなように、一台の装置の「ベースステーション」が複数存在する集合体であり、個々のベースステーションはインターネットを介して個々の特定のモニタ等と「1対1」に接続されると評価しているのに対し、上記 MYUTA 事件では、各携帯電話との関係で見れば、各携帯電話は、装置（サーバ）内に内蔵されたハードディスク等のそれぞれに区分けされた記憶領域（「ハードディスク」等の記憶領域）に、他の携帯電話がアクセスできないように制限されて接続されている。したがって、論理的に見ると、この装置（サーバ）の記憶領域上に、各携帯電話がそれぞれ定められた領域に、他者の携帯電話のアクセスを排斥して、「1対1」に接続される構成のものである。

しかしながら、これを全体として見ると、区分けされたメモリを有する一台の装置（サーバ）に対して、複数の携帯電話が同時に接続される。すなわち、本件サーバ装置は、実際上は一台の装置（サーバ）であり、この一台のサーバに各ユーザの携帯電話が接続される、まさに「1対多（特定かつ多数を含む）」すなわち、公衆送信行為が行われていると認定したのである。

つまり、MYUTA 事件判決は、「1対1」か「1対多」かの接続は、ネットワーク接続上、個々のファイルが、論理的に特定の携帯電話だけに送信されるかどうかではなく、一台の装置（サーバ）から、同時に、他の携帯電話にも送信可能であるとして、それは「1対多（特定かつ多数を含む）」の接続、すなわち、「公衆」への送信に外ならないと認定したものである。ここで、注意しておかなければならないのは、前述拙稿で指摘したように、まねき TV 事件で使用される送信側の装置は、確かに1台1台のベースステーション装置の集合であり、これに対応する受け手側の専用モニタ等との関係では「1対1」接続を前提とした装置であるかもしれないが、受け手側で使用される装置は、前述するように、ときには、「専用モニタ」であり、あるいは「専用ソフトインストールパソコン」、「PSP（プレイステーションポータブル）」と複数の合計8台の装置の接続が可能である。そこでは、同時接続は規制されているのかもしれないが、その規制を外せば、同じ内容をこれらの「専用モニタ」、「専用ソフトインストールパソコン」、「PSP（プレイステーションポータブル）」で多数人が視聴できる危険は存在すること

となる。もし、そのような多数人による同時視聴が可能となれば、それは、まさしく「1対多（特定かつ多数を含む）」接続に外ならない。そして、これらの装置の間での同時視聴を規制する技術手段は、上記まねき TV 事件では、「IP マスカレード」、「ポートフォワードリング」で達成されるが、この技術手段は、上記 MYUTA 事件で使用される「ユーザアカウント」、「ユーザパスワード」、「アクセスキー」、「サブスクリバ ID」等の通常ネットワーク技術で使用されるアクセス規制と変わらない。

そうであるとすれば、同様の技術手段を講じているにもかかわらず、上記まねき TV 事件では、「1対1」接続だから、「公衆送信」に当たらないとし、上記 MYUTA 事件では、「1対多（特定かつ多数を含む）」接続、すなわち「公衆送信」に当たるとして判断が分かれたこととなる。

8. まとめ(今後への影響)

これを踏まえて、当該 MYUTA 事件の判決が及ぼす影響を検討すると、次のような問題点が見えてくる。

今日のネットワーク技術では、ネットワーク上に多数接続された PC であっても、特定の PC から他の特定の PC に、他を排斥して通信が確保されれば、「1対1」接続がされていると見る。そのような接続が確立されてなければ、インターネット上の個別のサイトへの接続もできなければ、個人から個人への電子メールの送受信すらできないこととなる。したがって、例えば、インターネットを通じたレンタルサーバ（【rental server】：別名「ホスティングサーバ」：「インターネットに情報を発信するコンピュータ（サーバ）の容量の一部を間貸しするサービス。「ホスティング（hosting）」サービスとも言う。…レンタルサーバ事業者は、サーバや回線を自前で用意できない顧客から公開したい情報内容（コンテンツ）を預かり、インターネットに接続された自社サーバで公開する。ほとんどのサービスでは、1台のサーバを複数の顧客で共有する形になっており、使える容量の上限があらかじめ定められている（IT用語事典（e- Words）））においては、専用の領域を他者のアクセスを排斥して利用できるようにしても、基本的には、レンタルサーバ上の記憶領域を区分けして、それぞれを多数の者で共有し合うので、判決の見方に従えば、当該サーバと利用ユーザとの関係では「1対多」の接続となり、記憶領域に、例え、個人専用で他者がアクセスできないよう

にユーザアカウント、パスワード、アクセスキー等でいくら縛りをかけたとしても、公衆への送信となることを免れない。

これに対し、似たようなサービスではあるハウジングサービス（「顧客が自分で通信機器やサーバを用意し、それを回線や電源設備の整った事業者の施設に設置するサービス (IT用語辞典 (e - Words))」)の形態でも、顧客が自分で通信機器やサーバを一台一台用意し、かつ、他からアクセスされることのないようにすれば、それは「公衆送信」には該当しないということになるのであろうか。

いずれにしても、上記判決の見方は、ネットワークの技術現場の感覚とは若干異なるのではないだろうか。ネットワーク社会と言われる社会では、それこそ現実的にも仮想的にも重疊的に入り乱れ、もはや、物理的に一台とか、複数台の集合体とかでネットワーク構成を認識すること自体が、余り意味を有しないものとして捉えられがちである（少なくともネットワーク技術者は接続先が一台か複数台かなどとは考慮せずに、論理的に一つのアクセスポイントと「1対1」に接続が担保されれば十分であると考えてのではなかろうか）。そのことからすれば、本件 MYUTA 事件判決は、依然として、設置場所におけるサーバの物理的台数が一台毎か、複数台毎かをも厳しく問題にしたケースであり、ネットワーク技術者の考え方とかけ離れた感が否めない。

逆説的に言えば、ネットワーク技術者が当たり前のように考えていたことに対する一つの警鐘なのかもしれない。本件 MYUTA 事件判決に対するインターネット上の技術者からの論評が今ひとつ的外れの感が強いのも、上記の隔たりのせいかもしれない。この点は、上記判決が、正しく事実を認識した上でされているのかどうか、ネットワーク技術の現場だけでなく、この種の技術を多用する世界に通じるものかどうか、もう少し、判例の積み重ねを待つ必要がある。

いずれにせよ、かかる認識の下で、本件判決は、当該サーバを管理支配するのは、原告であって、原告はこのサービスの提供によって利益も受けているとして、公衆送信権侵害における行為主体であるとして、カラオケ法理に基づいて、原告に公衆送信権侵害を認めたのである。

以上

参考文献

・東京地裁平成 17 年 (ラ) 第 10007 号著作隣接権侵害差

止仮処分決定に対する保全抗告事件決定

- ・東京地裁平成 18 年 (ラ) 第 10009 号著作隣接権仮処分命令申立却下決定に対する抗告事件決定
- ・東京地裁平成 18 年 (ヨ) 第 22046 号著作隣接権等侵害差止請求仮処分命令申立事件決定
- ・東京地裁平成 18 年 (ワ) 第 10166 号 著作権侵害差止請求権不存在確認請求事件判決
- ・裁判所書記官研修所監修「民事訴訟法概説 7 訂版 (司法協会)」
- ・最高裁昭和 59 年 (オ) 第 1204 号同 63 年 3 月 15 日第三小法廷判決
- ・ロケフリの本 (柴田格/平澤寿康著: (株)技術評論社)
- ・情報通信活用事典 (産業調査会事典出版センター)
- ・フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia)』
- ・IT用語辞典 (e - Words) (<http://e-words.jp/>)
- ・著作権法入門 (著作権情報センター)
- ・著作権法概説第 2 版 (田村善之著: 有斐閣)
- ・著作権法逐条講義 (加戸守行著: 著作権情報センター)
- ・インターネット時代の著作権 (岡本薫著: 全日本社会教育連合会)
- ・著作権判例百選 (有斐閣)
- ・「テレビ放送をインターネット回線を経由して視聴するシステム」を使用するための設備提供の是非—まねき TV 事件—(佐藤豊: 知的財産法制作額研究第 15 号 241 頁)
- ・「著作権侵害の責任主体に関する我が国判例法理の比較法上の位置づけ—テレビ視聴サービスの事例雄中心に—」(潮海久雄: 知財管理 57 卷 3 号 357 頁)
- ・「応用段階に入った著作権」(北村行男: コピライト 2007 年 4 月 2 頁)
- ・「著作権侵害の主体について」(高部真規子: ジュリスト 1306 号 114 頁)
- ・「インターネットを利用する遠隔地テレビ視聴サービスを巡る二つの事件」(大滝均: パテント 2007 Vol.6 No.3)
- ・「著作隣接権に関する知財高裁の二つの決定」(大武和夫: *asialaw Japan Review* April 2007 18 頁)
- ・「変質するカラオケ法理とその限界についての一考察—録画ネット事件とまねき TV 事件を踏まえて—」(奥邨弘司: *Information Network Law Review* Vol.6 (2007) 39 頁)
- ・「ストレージサービスはすべて違法か」(山口勝之: 日経パソコン 2007/08/27 139 頁)

(原稿受領 2007.8.10)